

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	57		
産業厚生常任委員会記録				
日時	令和7年3月19日(水)	開会 閉会	午前10時00分 午前10時56分	会場 第1委員会室
出席者	委員長 森光一晴 委員 西村泰一 委員 吉野寛招 委員 土居信一	副委員長 佐々木學 委員 宮田志野 委員 森田收三		
市側出席者	副市長(梅原健一郎) 建設課長(楠瀬晃) 住宅・建築課長(國廣哲也) 福祉事務所長(森光澄夫) 健康推進課長(中川雄大) 市民課長(高橋正恭)	農林水産課長補佐(長山浩二) 港湾政策推進監(壹反田正好) 上下水道課長(大野明) 長寿介護課長(大崎弘美) 環境未来課長(宮本良二) 総務課長(松浦すが)		
	【事務局】局長:久万敏幸 次長 谷脇弘			
欠席者	なし		記録者 谷脇弘	
議題 是項				
(1) 市議案について 市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について 原案可決				
(2) その他について				

産業厚生委員会記録《令和7年3月19日》

○午前10時30分 開会

~~~~~

○森光委員長=ただいまより、産業厚生委員会を開議いたします。

市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

○森光委員長=先ほど本議会において、議長より本委員会に付託されました市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。執行部からの説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=議案の説明の前にこの度の予算書の誤りによりまして、委員の皆様に御迷惑をお掛けいたしましたことにお詫びを申し上げます。

今後このようなことがないよう事務の執行に当たりましては、細心の注意を払うことといたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは市議案第37号須崎市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案書が79ページ。訂正後の後期高齢者医療特別会計予算書の1ページからでございます。第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,044万8,000円と定めるとともに、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは8ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費が1,363万8,000円。内訳といたしまして、第1項総務管理費が、人件費やシステムの端末利用料、電算事務負担金などの事務経費であります、1,215万7,000円。第2項徴収費が後期高齢者医療保険料の徴収に要する費用で148万1,000円などとなっております。第2款後期高齢者医療広域連合負担金が4億3,520万7,000円。第3款公債費が1,000円、第4款諸支出金が110万2,000円は、保険料に係る還付金等でございます。第5款予備費としまして50万円を計上いたしております。

続きまして5ページの歳入を御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料が3億579万3,000円、第2款使用料及び手数料が2,000円。第3款繰入金、1億4,345万1,000円は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰入

金であります。内訳といたしましては事務費繰入金が1,413万8,000円、保険基盤安定繰入金が1億2,931万3,000円となっております。第4款繰越金が1,000円、第5款諸収入120万1,000円は主なものといたしまして、保険料還付金や還付加算金などとなっております。以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝ございませんでしょうか。

ないようですので、本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

その他について

○森光委員長＝続きまして、その他について執行部から説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝おはようございます。

先日は産業厚生委員会で、その他の項目におきまして、事業課の入札方法案につきまして御説明したところでございますが、この場をお借りしまして再度御説明させていただきたいと思います。

はじめに電気、機械更新等の設備工事についてでございますけれども、指名競争入札ではなく、制限付きの一般競争入札で行いたいと考えております。その制限方法につきましては、発注額を参考に経営審査事項等の点数を設け、その上でポンプ・排水機場に設置されている電気・機械の各個別対象設備におきまして、その機能及び形状を精査し、それと同等の設置工事を過去経験した業者さんを予定するものでございます。これにつきましては、経営審査事項等の点数だけでは、現場設備の適切な施工技術の確保は難しいためでございます。

また、他の自治体におきましても、このように施工実績条件を付しているところでありますて、発注前には、担当者を含めた審査会を毎回開催し、その入札条件等を審議しているものと伺っております。事業課で過去試行的に実施して参りました制限付き一般競争入札につきましては、ポンプ場の口径等による制限行為としておりましたが、先ほども申しました通り、更新する個別現地設備の規模、形状に即した施工実績として勘案させていただき、幅広に入札に参加していただくように思つ

ております。

なお、点数などの数値基準等詳細につきましては、今後精査をしていく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今後の入札方法案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○森光委員長=上下水道課長より説明がございました。御質問ございませんでしょうか。

西村さん。

○西村委員=上下水道課長に質問する前に、農林水産課の排水機場の関係をお願いします。

○森光委員長=上下水道課長。

○大野上下水道課長=事業課として総括して御説明させてもらいたいと思います。

次年度の当初予算でございますけれども、上下水道課では、工事請負費でポンプ場の更新、設備工事としまして3億円の計上をさせていただいてます。

また農林水産課におきましても、排水機場で、1,500万円程度の工事請負費を計上させていただいております。以上です。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=まず、農林水産課から話します。その1,500万円の内容はどのようなことでしょう。横浪がそうですか。

○森光委員長=農林水産課長補佐。

○長山農林水産課長補佐=中ノ浦の仮設排水機整備工事費で計上させていただきます。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=これ仮設ですかね、ちょっとわからんけど。

○森光委員長=農林水産課長補佐。

○長山農林水産課長補佐=仮設で、はい。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=これも、そしたら一般競争入札っていうようなことで、これ制限っていうのは、それほどの制限かからんと思いますんで1,400万円とかやったら、どんなふうにですかね。

○森光委員長=農林水産課長補佐

○長山農林水産課長補佐=まだ詳細のなんんですけど、先ほど上下水道課長が説明していただいたことをですね、勘案して進めたいというの思っておりま。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=それで西部ポンプ場をちょっとお伺いいたします。

前回の委員会では、電気設備、機械設備別々に分離発注というようなことで、説明を受けました。電気設備、分離発注とともにするならば、3億円を超えていません

ので、分けるというようなことになれば、総額3億円ですので、地元の業者が5社あると思いますんで、それが指名に入れるのではないか、そうすごく期待をしました電気設備についてはですね、私もちよつとそのあと、地元の入札に入る業者に確認を取りました。おそらくこの制御盤であったり、配電盤であったりの機械設備であろうということが想定できます。それでできますかというような技術的に、それをお伺いしたら、コンサルさんがちゃんと設計書があったら、それは可能ですというような答弁が返ってきました。前回からなぜこの一括みたいなことに変わったんでしょうか。

○森光委員長=上下水道課長。

○大野上下水道課長=過去先般の御議論の中でも出てきましたとおり、令和元年度でしたかね、試行的に制限付きの一般競争入札、その後にそれを含めまして三度、四度とした後に指名競争入札で変更していた経過がございますけれども、1回目やりましたその令和元年度に試行的に始めたときは、機械と電気が両方、事業内容的にはございまして、機械電気設備工事ということで、発注をした経過がございます。

そのあとは2つ目、3つ目っていうのは機械であれば、機械で発注しておりますし、電気であれば電気で発注しております、今回も指名競争入札から制限付き一般競争入札に変わったとしても、設計書も当然のことながら、電気と機械の工事設計書というのは、諸経費等も違いますし、工事として違いますので、現場を勘案しまして機械であれば、機械で発注しますし、電気であれば電気で発注するところでございます。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=私が言っているのはそうではありません。

地元でできることは地元を守っていかんというようなことで、お伺いをいたします。電気機械でやっても、機械電気でやっても四国ポンプセンターですよこれ。入ってきて、取るのは。それは分離発注でともするならば、地元が5社が入札して、地元に落ちて地元にも、少しでもお金が落ちるじゃないですか。それをわざわざまとめてじゃなくて、例えば分離ができるんだったら、今設計書が2つあると言われましたんで、別々でやっていただけませんでしょうか。まずそっからです。

○森光委員長=上下水道課長。

○大野上下水道課長=先ほどの御説明でちょっと言葉足らずで申し訳なかったんすけれども、前回はそういうことでいきましたけれども、今回は機械であれば機械で発注、できるものであれば発注しますし、ぜひやりますけれども、先ほどもちよつと申し上げました通り、地元の業者さんというところは、今説明しました指名基準と、それから、実績っていうところで、一応、地元の方がそれに沿うて、範囲の中に入つてれば当然、入札に参加できるという位置付けをしておりますので、指名競争入札ではなくて制限付き一般競争入札であればおのずと、門戸は開いて参加入札

の幅も広がりますので、その中で、地元の業者さんが設定がされれば、当然のことながら、参加可能だと考えております。

○西村委員=休憩お願いします。

○森光委員長=暫時の間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時56分 再開

○森光委員長=それでは休憩前に戻します。

ほかに何かございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ないようですので、以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。以上で、産業厚生委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前10時56分 閉会